相続っていくらかかるの?

「相続手続きを依頼したいと思うけど、いくら払えばいいの」とよく聞かれます
実際に依頼を受けた一つの例をお示しします

家　族

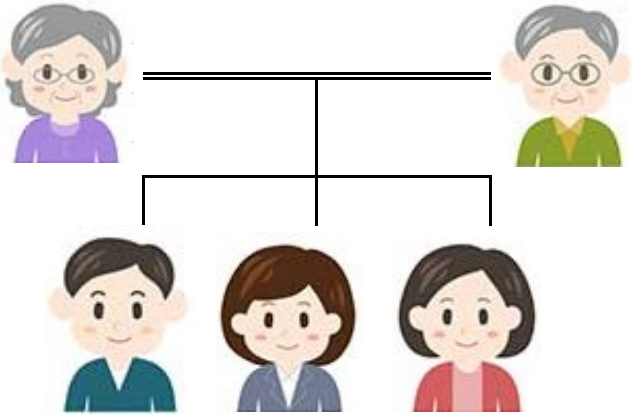

財　産

相続人4名の場合

不動産11件、固定資産税評価700万円未満の場合

行政書士

⇦　提携司法書士　⇨

消費税込み

消費税込み

ご依頼

戸籍調査 財産調査 相続関係図作成(法定相続情報を含む) 遺産分割協議書作成 遠隔地相続人連絡調整 農地・森林相続届出	**約6万5千円**

➡

相続登記
登録免許税

約８万５千円

(注)家族数、財産数、固定資産税評価により、金額はそれぞれ異なります

〇相続人3名、不動産3件、固定資産税評価500万円未満の場合=行政書士**約4万円**、司法書士**約6万円**

すえふさ
行政書士 末房CC事務所
〒879-1506　大分県速見郡日出町3915-2
お気軽にお電話下さい
0977-72-3001
受付時間　平日 8:30 ～ 17:00　土･日･祝定休日

※相続手続きのほかに、
遺言書作成、金融機関解約、生前贈与、農地法許可などの手続きも
ご依頼をお受けできます

相続対策なんて、
資産もないし、
「ウチは何もしなくて良い」と
思っていませんか？？

相続をこんな風に考えている人が実はほとんど

面倒くさい　　考えたくない

資産なんてない　　誰に相談すれば良いか分からない

子供たちがやってくれる

実は・・・

相続対策を何もしないと
残された家族が大変な思い
をして、莫大な時間とお金がかかる
可能性があるのです

そもそも

相続財産とは・・・

親が苦労して
必死に生きてきた証、
形を変えた愛情、形見

相続対策を十分にしなかった結果、亡くなった後に、相続人が遺産分割協議に苦労することも多々あります

それでも相続を考えるのは後でよい！
と思いましたか??

だから
元気な状態で、相続対策をすることが
推奨されているのです

私の使命は、大切な家族の絆を切らさないためにサポートさせて頂くことです

頼れる街の　行政書士 末房CC事務所

0977－72－3001

行政書士　末房(すえふさ)までご相談ください